

賃貸借契約書（案）

沖縄県立総合教育センター所長 宮城 淳（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフト（以下「機器」という。）の借入れの契約を締結する。

（契約の趣旨）

第 1 条 甲に対する機器の賃貸借に関する契約の内容については、この契約条項及び仕様書による。

（品名等）

第 2 条 (1) 品 名 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフト

(2) 機器内訳

(ア) 品名、数量および機器等の機能・性能については、別表「機器仕様明細書」のとおりとする。

(イ) 設置作業内容については、仕様書のとおりとする。

(3) 設置場所 沖縄県立総合教育センター

(4) 賃貸借期間 令和 2 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までとする

* 沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約

（契約金額及び契約保障金）

第 3 条 甲が、乙に支払う機器の契約金額は

契約金額総額（4 年） 円

（うち消費税及び地方消費税額） 円

月額 円

（うち消費税及び地方消費税額） 円

契約保証金：沖縄県財務規則第 101 条により決定する。

（注 1）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第 28 条 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金に 110 分の 10 を乗じて得た金額である。

（注 2）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」の算出に際して、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（検査及び引き渡し等）

第 4 条 乙は、機器を納入しようとする時は甲の検査を受け、これに合格したとき機器を甲に引き渡さなければならない。

2 検査の結果不合格品があるときは、良品と引き換えなければならない。

- 3 甲は、機器の納入を受けた後、引き渡し完了したことを確認する、乙所定の「引渡完了通知書」を乙に提出する。
- 4 機器の納入および調整等に要する費用は、乙の負担とする。
- 5 機器の据付場所は甲の指示に従うこととし、設置に係る費用は乙の負担とする。

(月額料金の請求及び支払)

- 第 5 条 乙は、月額料金及び消費税額について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、乙に支払う。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、支払遅延防止法に定める率の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(機器の保守)

- 第 6 条 甲が機器を良好に使用できる状態に維持するために保守の責任を負うものとする。
- 2 前項に規定する保守に要する費用は、第 1 条の賃貸借料に含まれるものとする。ただし、甲の故意または重大な過失により生じた機器の故障等に係る修理または調整に要する費用は、甲の負担とする。
 - 3 乙は、機器の故障により甲から申請があった場合は、ただちに保守作業員を派遣し復旧作業を行うこととする。
 - 4 乙は、機器の故障により甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等品を甲に対し無償で使用できるよう代替機の提供を行うものとする。

(保守対象機器)

- 第 7 条 保守対象機器は、別紙「機器仕様明細書」の保守欄に「○」の記載のあるものとする。

(再委託の禁止)

- 第 8 条 乙は、業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部を委託する場合において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。なお、機器保守の履行にあたり、必要に応じて貸付物件の製造元に再委託することができるものとする。

(業務処理責任者)

- 第 9 条 乙は、管理保守業者について、業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者及び保守担当技術者を変更した場合も同様とする。

(保守対象外)

- 第 10 条 次の各号に定める事項は、本件ハードウェア保守の範囲に含まれないものとし、

これを行う必要が生じた場合は甲乙で別途協議の上、実施時期、料金等を決定するものとする。

- (1) 甲の故意、過失または不適切な使用に起因する製品故障の修理調整
- (2) 天災地変等の事由に起因する製品故障の修理調整
- (3) 本契約以外の機器のサポート及び修理
- (4) 機器の仕様変更、移設に関する作業
- (5) 機器の移動によって生じた障害の修理。但し第 12 条に関してはこの限りではない
- (6) 乙の指定以外の者による修理や、乙の指定以外の部品を使用したことにより発生した障害の修理
- (7) トナー、感光体、用紙、電池、バッテリー、ヘッド、オイル等消耗品の無償供給
- (8) ネットワークケーブル、光ケーブル及び光パッチコード等の無償交換

(機器管理)

第 11 条 甲は、乙が指定する機器の取り扱い及び、操作方法を遵守するとともに、機器の製造元が定める設置基準による、温湿度・電源電圧・環境条件などを常に維持するものとする。

(設置場所の移転)

第 12 条 甲は、機器の設置場所を他に移動する場合は、予め乙に承諾を得るものとする。
2 前項の移転に要する経費は甲の負担とする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、その責に帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、契約を履行せず、又は履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 乙が、誠実に履行する意志が無いと認められるとき。
- (4) 乙が、契約の履行につき不正の行為をしたとき。
- (5) 乙が、契約の履行につき管理業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (6) 乙が、契約の解除を申し出たとき。
- (7) 乙が、次のいずれかに該当する場合。

イ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

ロ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する

など、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、この契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 14 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 15 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、第 13 条の規定により契約が解除されたときは、契約金額総額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項により算出した賠償金について、正当な理由なく甲が指定した期間内に支払わない場合、沖縄県延滞金徴収条例に基づいて算出した延滞金を甲に対して支払うものとする。

3 乙は、第 13 条第 2 項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、その責めに帰すべき理由により管理保守業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 第 13 条第 2 項の規定より賠償すべき損害賠償額については甲乙協議して定めるものとする。

6 管理保守業務の処理に関して第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその

賠償をするものとする。但し、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(予算の減額による契約の解除)

第 17 条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、契約履行上の際知り得た業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、契約履行上の際知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(機器の返還)

第 19 条 第 13 条、第 14 条または第 17 条によりこの契約が終了または解除した場合、乙は機器を速やかに引き取らなければならない。

2 甲は機器を返還する場合、これに取り付けた機器・器具を取り外すなど、機器を現状に回復するものとする。

3 甲は機器の引き取りが完了するまで、善良なる管理者の注意を持って機器を管理しなければならない。

4 機器の引き渡し時の解体、荷造りおよび指定場所までの運送に要する費用は、乙の負担とする。

5 機器引き取り後の据付場所の現状回復費用は、乙の負担とする。ただし、次期機器更新に影響を及ぼさない場合はこの限りでない。

(技術指導等)

第 20 条 機器の使用に際し、甲が必要とする技術指導等に要する費用は、乙の負担とする。

(契約内容の変更等)

第 21 条 この契約期間終了までの間において機器の取替え、改造及び賃貸借料の変更等契約内容を改訂する必要がある場合は、甲・乙協議の上契約を変更するものとする。

2 甲又は乙は、この契約の締結後、著しい経済情勢の変動、天災地変、公租公課の改定、その他の事情の変化により、この契約の条項によることが著しく不合理であると認められる場合は、契約内容の変更を申し入れる事ができるものとする。

(協議)

第 22 条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、この契約に定めない事項またはこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙間で協議して決定する。

この契約を締結する証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 沖縄県沖縄市与儀三丁目11番1号
沖縄県立総合教育センター
所 長 宮城 淳

乙

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写または複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾がある時はこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が別に指示した時はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちにこうに変換し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

別紙「機器仕様明細書」

NO	品名	数量	仕様	保守	場所
1	研修用デスクトップパソコン	135	筐体:省スペース型 CPU:インテル® Core™ i5-9500 プロセッサ (3.0GHz)同等以上 メモリ:8.0GB以上 SSD:128GB以上 DVDライター USB:前面2以上、背面4以上(2.0+3.0装備) 通信:RJ45LANコネクタ×1以上 サウンド:前面マイク入力×1、ヘッドホン出力×1以上(入出力ジャックが1つのコンボタイプの場合は「変換アダプタ」を 端末台数分、同梱) エントリービジネスキーボード(日本語) USBオプティカルマウス 電源ユニット内蔵 OS:Windows® 10 Pro 64bit 正規版 4年間オンサイト保守 同等以上 W×D×H=100mm×380mm×350mmの、既存のPC本体収納ボックスに収納可能な事 ※うち2台は、教師用として利用するので2画面表示が可能な事(必要なケーブル類も付属)	○	1・2(82)・ 長研員(5 3)
2	研修用液晶ディスプレイ	145	20インチワイド程度液晶 最大解像度1920×1080(フルHD)以上 端子:HDMI、VGA×1、Displayport×1またはDVI×1 スピーカー内蔵 ※寸法幅51cm以下 PCオーディオ入力・ヘッドフォン出力	○	〃
3	中間モニタ用液晶ディスプレイ	42	20インチワイド程度液晶 最大解像度1920×1080(フルHD)以上 端子:HDMI、VGA×1、Displayport×1またはDVI×1 スピーカー内蔵 ※寸法幅51cm以下 PCオーディオ入力・ヘッドフォン出力	○	1・2
4	HD画像配信システム	1	中間モニタやプロジェクタに教師用画面や、実物投影機、外部接続端末の映像を鮮明に写せること。 HDCP暗号化されているデジタルコンテンツの転送が可能なこと。 切り替えが容易な外部スイッチがあること。2教室の分離統合機能があること。 (外部スイッチはシート等でボタンの名称などをカスタマイズすることができること) HDMI×4系統以上、RGB×1系統以上の合計5つ以上の画像入力端子 選択した画像教材に付随した音声を連動して切り替え可能なこと。 「転送画像ソース選択」「送信のブラックアウト」「音声ボリューム調整とミュート」が操作ボックスで容易に操作できること 選択された音声は室内スピーカーへ出力できること。 2教室を分離・統合した画像転送が容易に操作できること。 最大FullHD(1920×1080ドット)の画像転送に対応していること。 日本国内で企画・開発・製造された製品であること。 4年間保守 障害発生時には代替機と交換すること。	○	1・2
5	ワイヤレスプレゼンテーション機器	2	上記HD画像配信システムと組み合わせ、各種端末をワイヤレスで接続し、プレゼンテーションが可能な事 Windows・Macのパソコンのほか、iPad・iPhone・Androidのタブレット・スマートフォンでプレゼンテーションが可能なこと。 HDMI出力ポートを搭載すること。映像出力解像度は1080p(1920×1080)以上であること。 ワイヤレス再生しても、動画等がスムーズに閲覧できる事		
6	コンテンツ開発用デスクトップパソコン	14	筐体:省スペース型 CPU:インテル® Core™ i5-9500同等以上 メモリ:8.0GB SSD:256GB以上 DVDライター USB:前面2以上、背面2以上(2.0+3.0装備) 通信:RJ45LANコネクタ×1以上 映像出力:VGA×1(オプションでも可)HDMI、Displayport、DVI等でデュアルディスプレイ 対応 サウンド:前面マイク入力×1、ヘッドホン出力×1以上(入出力ジャックが1つのコンボタイプの場合は「変換アダプタ」を 端末台数分、同梱) エントリービジネスキーボード(日本語) USBオプティカルマウス 電源ユニット内蔵 OS:Windows ®10 Pro 64bit 正規版 4年間オンサイト保守	○	執務室(14)
7	コンテンツ開発用液晶ディスプレイ	28	21.5インチ液晶 最大解像度1920×1080(フルHD)以上 端子:HDMI、VGA×1 Displayport×1またはDVI×1 フリースタイルスタンド(2画面設定)、ピボット(回転) 右:90° 高さ108mmの調整可能。スピーカー1W+1Wステレオ PCオーディオ入力・ステレオヘッドフォン端子搭載 ※2画 面表示・モニタからの音声出力に必要なケーブル類を付属すること	○	〃
8	モバイルノートパソコン	47	Surface Go2 PentiumGold4425Y MEM8GB SSD128GB 純正キーボード・保護フィルム付属	○	コ(42) 他班(5)
9	タブレット端末	47	iPad Wifiモデル 32GB 10.2inch 入札時点で最新のもの ・物理接続によるハードウェアキーボード(SmartKeyboardのようにカバーにもなること) ・ApplePencil・保護フィルム(ブルーライトカットかつ液晶保護指紋防止光沢)込 OS:iOS8相当以上 プロセッサ:A8X タッチパネル方式 通信規格:Wi-Fi(802.11a/b/g/n/ac)、デュアルチャンネル(2.4GHz/5GHz)及びBluetooth4.0対応 バッテリー駆動時間:最大10時間以上(WiFi接続時)・加速度センサー機能を有すること・本体重量500g以内・延長保証 4年	○	コ(42) 他班(5)
10	タブレット充電保管庫	80 台分 収納 可能	タブレット端末・モバイルノートパソコン共にカバーを取り付けた状態で全て収納・充電対応、輪番充電機能付き ストッパー付きキャスタ 調整可能な仕切り スチール構造 1本電源コードをコンセントにつなぐだけで充電を行えること		放送室
11	可動式電子黒板	2	・超短焦点型 ・有効光束3300ml以上、液晶型(3LCD)、解像度WXGA対応 ・コントラスト比10,000:1以上であること ・タテヨコ合形歪み補正、ボードに合わせた画面調整機能 ・インタラクティブ機能搭載、投影画面での電子ペン・指を使ったタッチ操作可能 ・PCとUSBケーブル及び有線/無線LANで接続できること オプションによる無線LAN接続でも可 ・無線LANに対応し、WPA/WPA2に準拠していること ・iOS/Androidのスマートフォン、タブレットから写真・ドキュメント・WEBサイトなどを投射できること ・ボードスタンドに取り付け可能、取り付けに必要な壁掛け用具込み ・プロジェクタを手元で操作するためのインタフェースボックスを用意すること ・4年間の保守を行うこと 映像入出力端子【IN】ミニD-Sub15pin、RCA、HDMI®×2以上【OUT】ミニD-Sub15pin 音声入出力端子【IN】ステレオミニ×3以上【OUT】ステレオミニ×1以上 制御入出力端子 RS- 232C端子(プロジェクター制御用)、USB端子タイプB(USBディスプレイ用、プロジェクター制御用)、Remote端子(ワイヤ ードリモコン用)、RJ45端子(ネットワーク用)、SYNC IN/OUT端子 USB端子タイプA(×2) スピーカー 16W以上	○	コ・ウ
		2	ボードスタンド ・ワイドスクリーン82型以上 ・上下昇降可能 ・マーカー使用可能 ・キャスター付き ・本体サイズ最大幅180cm以下、 最小高さ180cm以下 ・タッチユニット取付対応	○	コ・ウ
		2	壁掛け金具	○	コ・ウ
		2	電子黒板用プロジェクタの交換ランプを用意すること	○	コ・ウ
12	カラーページプリンタ	1	A3対応 A4カラー片面印刷30枚/分以上、A4カラー両面印刷21ページ/分以上 解像度 1200 x 1200dpi以上 両面印刷機能装備 オプションでトレイモジュール(500枚以上給紙)×1段装着 Ethernet(100BASE-TX) 対応 Windows10(64bit)対応 4年間保守	○	執務室

NO	品名	数量	仕様	保守	場所
13	ノートパソコン	20	15.6インチFullHD(1920×1080)液晶ノート型 CPU:インテル® Core™ i5-8265U プロセッサー (2.7GHz)同等以上 メモリ:8.0GB以上 SSD:256GB以上 DVDライター ネットワークポート(RJ45) 802.11a/b/g/n/ac,WiFi準拠 HDMI,VGA出力(変換機を付属することでも可) ステレオヘッドフォン/マイクジャック Webカメラ内蔵 USB:USB3.0対応×1/USB2.0対応×2以上 テンキー付き日本語キーボード OS:Windows® 10 Pro 64bit 正規 4年間翌営業日対応オンサイト保守 ソフトキャリングケース込み オプティカルマウス込み	○	長研員 他班
14	天吊りプロジェクター	3	有効光束4200lm以上 解像度WXGA コントラスト比15,000:1以上 縦・横の歪みを補正し、スクリーンに併せて画面調整する機能を有するPCとUSBケーブル及び有線/無線LANで接続できること。オプションによる無線LANで接続でも良い。無線LANに対応し、WAP/WPA2に準拠していること 既存の書画カメラと接続し、投射可能であること。映像入力端子ミニD-Sub15pin×2、RCA、HDMI/MHL、HDMI。スマートフォン、タブレットから写真・ドキュメント・WEBサイトなどを投射できること プロジェクタを手元で操作するためのインタフェースボックスもしくはリモコンを用意すること	○	1・ラ・大
		3	天吊り取り付け用金具	○	
		3	取り付け用パイプ	○	
15	パソコン運用支援パッケージ(研修用PC・モバイルNotePC)	1	future瞬快 V3 Advanced Grade 相当(管理対象 研修用82台・SurfaceGo2 41台) 月額使用料4年 授業支援システムに加えて、クローニングも行えること ・研修用デスクトップPCとモバイルNotePCを管理するための機能を満たすサーバを1台準備すること。 ・授業中などに、OSによるWindowsUpdateがバックグラウンドで動作しないように制御する機能を有すること。 ・リリース期間中のバージョンアップ込み	○	1・2
16	ネットワークハードディスク	6	4GBメモリ以上/ミドルクラスSATA 2TB 2本搭載モデル RAID1構成で耐障害性に備えること 4年オンサイト保守	○	他班
17	プロジェクター	8	有効光束3800lm以上 方式3LCD方式 解像度WXGA以上 コントラスト比 15,000:1・デジタルビデオ信号:1080p対応 画像入力端子:ミニD-Sub15・HDMI(MHL)・HDMI・RCA以上 ネットワーク端子:RJ45・ソフトキャリングケース込み	○	IT/他班
18	電子黒板機能付プロジェクター	5	超短焦点型 有効光束:3300lm以上 方式:3LCD方式 解像度:WXGA インタラクティブ機能搭載 ソフトキャリングケース込み	○	"
		5	10W以上スピーカー内蔵 インタラクティブ機能搭載 オートキャリブレーション機能 2人同時書き込み可能 無線LANユニット プロジェクタに取り付け、利用可能なこと		
		5	ワイド72型マグネットスクリーン(16:10)容易に携帯できる事・ホワイトボードとしてマーカーで書き込みが可能なこと。 マーカー、イレーサーが添付していること。		
19	モノクロレーザープリンタ	18	A3対応 A4片面印刷32枚/分以上、A4両面印刷22ページ/分以上 解像度 1200 x 1200dpi以上 両面印刷機能装備 オプションでトレイモジュール(250枚以上給紙)×1段装着 Ethernet(10/100/1000BASE-TX)対応 Windows10(64bit)対応 4年間保守	○	他班
20	MDM	41	iPad用MDM OptimalBiz 4年間 相当以上 端末の状態・ハードウェア・ソフトウェア情報、セキュリティ状態をWebブラウザから把握でき、CSVファイルでの出力も可能なこと。 端末毎のログも管理画面内で簡単に確認することができること。 最大10階層・3,000グループまでの組織設定が可能なこと。 アプリケーションを、ポップアップでインストールを促す、サイレントインストール等により端末へ配信できること。 位置情報の把握・リモートロック・リモートワイプができること。 インストール推奨アプリ、インストール非推奨アプリ(ブラックリスト)を設定することができること。 VPPライセンスを、デバイスへ(シリアルID)へ割当てできること。 App Catalogを経由した利用者の自主的なインストール(オンデマンド配信)ができること。 AppleSchoolManagerに対応していること。		ラ
21	その他ソフト	1	Adobe Reader, Adobe FlashPlayer, Real Player, GIMP, VideoPad(フリーソフト等)		PC
22	設置・保守費等	1	搬入・設置・調整・研修・保守・廃材処理及びその他の経費		

略名表 1:第1研修室 2:第2研修室 コ:コンテンツ工房 ラ:ラボ室 ネ:ネットワーク室 大:大講義室